

令和6年度

青色特報 4月・5月号

《 事務局からのお知らせ 》

決算・申告お疲れさまでした。今年度はインボイス制度・電子帳簿保存法など事務負担が増え困惑された方も多かったと聞いています。

また、事務局からの感想ですが、何時もより申告に来局される方が全体的にスロースタートのように見受けられました。申告期限の後半に集中して、ご不便をお掛け致しました。

毎年、申告時は1月15日過ぎには事務局は申告体制に入っていますので、早めの申告を今から、お願いいたします。

① 令和5年度通常総会

日時 5月20日(月) 15:30 開会
場所 ソフトピアジャパン 12階

② 講習会・指導・相談

- ・ブルーリターンAご利用の方へ 今年度からは事務局会議室で6月に研修いたします
- ・R5年分の繰越処理と総勘定元帳についての説明です

③ 新規入会者説明会

- ・新規で入会した方対象に会のあらまし・記帳の仕方などを説明いたします
- ・日時 4月17日(水) 午後3時30分 青色申告会事務局 会議室

④ 弁護士による“無料法律相談”を開設します

- ・毎月第3水曜日 10:00～ 10:40～ (青色申告会事務局にて/要：予約)

⑤ 消費税課税事業者の方への注意事項です

- ・R4年分課税売上1,000万円超の方 → R6年分課税事業者
- ・R6年分から課税事業者の方 (一般課税と簡易課税の記帳注意)

講習会・相談・指導

◎パソコン用会計ソフト「ブルーリターン A」個別記帳確認

従来、講習会を開催していましたが、希望者が少なくなってきましたので、個別に記帳確認に変更いたします。希望者の方は予約をしてください

全国青色申告会のホームページより体験版がダウンロードできます。

◎新規入会者説明会

毎年、10月以降に入会された方と新規入会者を対象に当会の記帳確認方法・決算・申告時、会員の心得などを説明・確認いたします

日 時 4月17日（水） 午後3時30分から4時まで

場 所 大垣青色申告会 会議室

無料法律相談を開設しています！

弁護士による、無料法律相談を開設しています。（完全予約制）

相談分野は問いませんので、是非、ご利用下さい。（会員事業所対象）

相談日 毎月第3水曜日（原則、1月～2月及び祝祭日は除く）

時 間 ①午前10時 ②午前10時40分

会 場 大垣青色申告会事務局（会議室）

※ 予約がない場合はお休みです。（申込：事務局 TEL 78-6808）

※ 相談時間は最長40分（2回目以降の同じ相談は有料になります）

保存版

記念ファイルに入れて下さい

ブルーリターン A をご利用の方へ

◎データを USB など外部記録機器にバックアップするか印刷して帳簿として保存して下さい

総勘定元帳の印刷順序

- ① 23 帳簿入力をクリック ⇒ ② 総勘定元帳を選択 ⇒ ③ 下段の **全科目** を選択し **確定** をクリック
- ⇒ ④ 左下の **印刷** をクリック ⇒ ⑤ 改^へ→^じ 設定で **科目単位** にチェック ⇒
- ⑥ 印刷科目の設定で **相手科目コード** を印刷・ **選択した科目すべて印刷** にチェック ⇒
- ⑦ **実行** で印刷開始

※総勘定元帳の印刷は繰越処理をしたあとでもできます。

◎翌年への繰越と令和 6 年分の記帳について

R5 年分の記帳を終えて、R6 年分の入力をされる方は、“翌年への繰越処理”（画面番号：81 番）をクリックして繰越して下さい。繰越をされますと、R6.1.1 現在の開始残高が自動計算され、また、減価償却資産も R6 年分の減価償却費が自動計算されます。特に、摘要設定や事例設定をされておられる場合は、その内容も一緒に繰越ができます。

また、繰越残高が 0 円の科目で削除したい科目（補助科目等）がある場合は、R6 年分の取引を入力する前に、勘定科目の設定（科目設定：F6）から削除の作業をして下さい。一度その科目を使った取引を入力しますと、その年は科目の削除をすることができませんのでご注意ください。

保存版

消費税課税事業者の方へ

R5 年分消費税課税事業者の方へ

R6 年分消費税課税事業者の方とは、R4 年分課税売上高が 1,000 万円超の方です。来年申告する消費税の確定申告が一般課税でも、簡易課税でも、消費税の記帳はすでに始まっています。特に、一般課税で申告をされます方は、売上・仕入・経費等の課税区分が必要です。

(簡易課税は売上の業種区分《第1種～第6種》が必要です)

簡易課税の選択届けは、すでに期限後(通常、前年 12/31 期限)となっています。届け出がない方は R6 年分消費税の申告は一般課税での申告になります。また、簡易課税で申告されていた方も、課税売上が 5,000 万円超になられた方は、2 年後の消費税の申告は一般課税になりますので、ご注意下さい。

例：R5 年課税売上高 5,000 万円超 → R7 年は一般課税で消費税の申告

R5 年分課税売上高が 1,000 万円超の方へ

R5 年分課税売上高が 1,000 万円超の方は、R7 年分が消費税の申告・納税となります。

R4 課税事業者になった事業所は R6 年分の課税売上高が、たとえ 1,000 万円を切っても、その年は消費税の計算をして申告し、税額があれば納付することになります。

保存版

消費税の帳簿入力について

～一般課税で申告される方～

売上・仕入・経費の各帳簿への記載（課税・非課税・不課税の区分）とともに、関係書類（請求書・領収書等）の保存も必要になります。

～簡易課税で申告される方～

売上だけで納付する消費税を計算します。ただし、売上が多業種にわたる場合、その区分（第1種～第6種）が必要になります。

※とくに消費税率 10%と軽減税率 8%(飲食料品関係)の税区分にご注意下さい。

※消費税の記帳の仕方については、事務局にて随時行っておりますので、事前に連絡の上、ご来局下さい。（事務局 TEL：78－6808）